

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年11月1日(2007.11.1)

【公表番号】特表2003-512688(P2003-512688A)

【公表日】平成15年4月2日(2003.4.2)

【出願番号】特願2001-532563(P2001-532563)

【国際特許分類】

<b>G 06 F</b>	<b>13/00</b>	<b>(2006.01)</b>
<b>B 42 D</b>	<b>15/02</b>	<b>(2006.01)</b>
<b>G 06 K</b>	<b>19/06</b>	<b>(2006.01)</b>

【F I】

G 06 F	13/00	6 0 1 C
B 42 D	15/02	5 2 1
G 06 K	19/00	E

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月29日(2007.8.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】コンピュータ・システムにおいて、名刺に対して相対的に動作が可能である位置に配置されたときに、符号化されたデータの少なくとも一部を使用して指示データを検知する検知装置より、名刺の識別要素と検知装置の前記名刺からの相対位置に関する指示データを受信する工程と、

第1ユーザから第2ユーザへの電子メールの送信を認可するためのリクエストを前記コンピュータ・システムにて前記指示データより識別する工程と、

前記第1ユーザから第2ユーザへの電子メールの送信を許容する認可を前記コンピュータ・システムに記録する工程とからなり、

前記名刺が該名刺の識別要素と名刺の少なくとも1つの基準点とを指示することが可能な符号化されたデータを有する、第1ユーザが第2ユーザに電子メールを送信する認可を第2ユーザの名刺を使用して得るための方法。

【請求項2】前記第1ユーザから第2ユーザへの電子メールの送信を認可するためのリクエストは、前記名刺の少なくとも1つのゾーンに関するものであり、コンピュータ・システムにおいて、前記検知装置が相対して配置されるゾーンより前記リクエストを識別する工程からなる請求項1に記載の方法。

【請求項3】前記名刺に対する検知装置の相対移動に関するデータを前記コンピュータ・システムにて受信する工程と、同検知装置が前記符号化されたデータの少なくとも一部を使用して名刺からの自身の相対移動を検知する工程と、

コンピュータ・システムにおいて、前記第1ユーザから第2ユーザへの電子メールの送信を認可するリクエストを、少なくとも一部が前記少なくとも1つのゾーンにある前記移動より識別する工程とからなる請求項2に記載の方法。

【請求項4】コンピュータ・システムにおいて、第1ユーザにより操作され、名刺に対して相対移動したときには符号化されたデータの少なくとも一部を使用してリクエストに関するデータを検知し自身の前記名刺に対する相対移動に関するデータを生成する検知装置より、前記リクエストに関するデータと前記検知装置の前記名刺に対する相対移動に関するデータとを受信する工程と、

前記コンピュータ・システムにおいて、前記検知装置の移動を、前記リクエストを指定するものとして解釈する工程と、

前記第1ユーザから第2ユーザへの電子メールの送信を許容する認可を前記コンピュータ・システムに記録する工程とからなり、

前記名刺が前記第1ユーザから第2ユーザへの電子メールの送信を認可する前記リクエストを指示することが可能な符号化されたデータを有している、第1ユーザが第2ユーザに電子メールを送信する認可を第2ユーザの名刺を使用して獲得するための方法。

【請求項5】 コンピュータ・システムにおいて、第1ユーザにより操作され、名刺に対して相対的に動作が可能である位置に配置されたときに符号化されたデータの少なくとも一部を使用して指示データを検知する検知装置より、リクエストに関する指示データを受信する工程と、

前記コンピュータ・システムにおいて、前記検知装置の移動を、前記リクエストを指定するものとして解釈する工程と、

前記第1ユーザから第2ユーザへの電子メールの送信を許容する認可を前記コンピュータ・システムに記録する工程とからなり、

前記名刺が前記第1ユーザから第2ユーザへの電子メールの送信を認可する前記リクエストを指示することが可能な符号化されたデータを有している、第1ユーザが第2ユーザに電子メールを送信する認可を第2ユーザの名刺を使用して獲得するための方法。

【請求項6】 コンピュータ・システムにおいて、第1ユーザの識別に関するデータを有し、符号化されたデータの少なくとも一部を使用して前記リクエストに関するデータを検知する検知装置より、第1ユーザの識別に関する指示データとリクエストに関する指示データとを受信する工程と、

前記コンピュータ・システムにおいて、前記第1ユーザの識別に関するデータと前記リクエストに関するデータとを、前記第1ユーザから第2ユーザへの電子メールの送信を認可するためのリクエストとして解釈する工程と、

前記第1ユーザから第2ユーザへの電子メールの送信を許容する認可を前記コンピュータ・システムに記録する工程とからなり、

前記名刺が前記第1ユーザから第2ユーザへの電子メールの送信を認可する前記リクエストを指示することが可能な符号化されたデータを有している、第1ユーザが第2ユーザに電子メールを送信する認可を第2ユーザの名刺を使用して獲得するための方法。

【請求項7】 前記コンピュータ・システムにおいて、前記名刺との自身の相対移動に関するデータを生成する前記検知装置より、該検知装置の前記名刺との相対移動に関するデータを受信する工程からなる請求項6に記載の方法。

【請求項8】 前記認可を記録する工程が、認可ユーザのリストに前記第1ユーザのIDを記録することによって実行される請求項1, 4, 5, 6のいずれか1項に記載の方法。

【請求項9】 前記第2ユーザに送信される任意の電子メールは、該電子メールの送信者が前記認可ユーザのリストに記録されていない限り拒否される請求項8に記載の方法。

【請求項10】 前記第2ユーザの名刺に含まれている前記第1ユーザから第2ユーザへの電子メールの送信を認可するリクエストは、所定期間の後に使用不能にされる請求項1, 4, 5, 6のいずれか1項に記載の方法。

【請求項11】 前記第1ユーザから第2ユーザへの電子メールの送信を認可するリクエストは、所定の使用回数の後に使用不能にされる請求項1, 4, 5, 6のいずれか1項に記載の方法。

【請求項12】 前記所定の使用回数が1回である請求項11に記載の方法。

【請求項13】 要求に応じて前記名刺を印刷する工程からなる請求項1, 4, 5, 6のいずれか1項に記載の方法。

【請求項14】 前記名刺を、面画定手段の表面に印刷する工程と、前記名刺の印刷と同時に前記表面に前記符号化されたデータを印刷する工程とからなる請求項13に記載

の方法。

【請求項 1 5】 前記符号化されたデータが人間の肉眼では実質的に不可視である請求項 1 , 4 , 5 , 6 のいずれか 1 項に記載の方法。